

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷二十第

## 論說

戰時戰後に於ける獨逸税制變革……………法學博士 小川郷太郎

地方税としての所得税の重要……………法學博士 神戸 正雄

勞賃と勞働生産力との關係……………法學博士 田島 錦治

文明史に關する論争……………法學博士 財部 靜治

植民地の財政政策に就きて(四)……………法學博士 山本美越乃

## 時論

常平倉運用の標準……………法學博士 戸田 海市

## 說苑

京城六矣塵に就いて……………經濟學士 黒 正 巖

## 雜錄

史的唯物論略解……………法學博士 河 上 肇

富といふ支那字に就て……………法學博士 河 上 肇

新著紹介……………法學士 本庄榮治郎

京城六矣廬に就いて

黒正巖

朝鮮には古い文化があつたに拘はらず、今日尙ほ幼稚なる中世的商業制度の行はれて居ることは、經濟史や經濟地理學の研究上頗る興味ある問題である。私は豫てこの方面に注意を拂つて居たが、恰も昨年夏、朝鮮銀行の經濟研究生として朝鮮を旅行し、親しく彼地の商業制度を實見し或は之に關する文獻を閱讀することが出來た。當時私の研究の中心は朝鮮固有の市場にあつた。ピニツヘル氏は都市經濟の發達を論するに方り、市場と常設商業とは相排擠するものにして、商人なる職業階級の存する所には市場の必要なく、市場の在る所、そこには商人の必要はないと云つた。<sup>1)</sup> 然らば朝鮮には今尙ほ一千以上の原始的な定期市が存續し、一半の販賣額は壹億圓以上に達するの盛大を見る所以は常設商業のないためであるか、若し又多少なりとも常設商業がありとすれば之と如何なる關係を維持して發達したかの問題に逢着し、遂に朝鮮に於ける常設商業の典型とも云ふべき京城六矣廬に及んだ。然るに六矣廬が普通の小賣商に非ずして、その内部の組織を見るに、我國中世の商業の「座」に彷彿たるものあり、従てギルドの一種と見るべき點の存することを知つた。六矣廬と市場との關係に就いては他日にゆづりに茲には六矣廬そのもの本質を明にし、ギルドや「座」その比較研究の參考に供し度い。

第一、緒言

ギルドの制度は經濟史上に於て、否、吾人の文化發展の過程に於て重要な意義を有する。ギ

1) Karl Bücher; die Entstehung der Volkswirtschaft. 1911. 8Auf. S. 117.

ルド制度がチュートン民族の間に最よく發達し、ギルドなる文字がチュートン系の諸民族にのみ存することは諸説の一致する所であるが、然かも之を以てギルドがチュートン民族特有のものとして斷ずるのは失當である。各民族はその社會進化の道程に於て、一定の條件を有すれば必ずや一定の文化階段を通過するものである。左れば他の諸民族に於てもその時期と形式とを多少の差異あれ、根本精神と本質とを同ふする制度の存するは自然である。然らば日本や支那<sup>2)</sup>や朝鮮にこのギルド制があつたか、如何なる時代に發達したか、如何なる形式を以て見はれたか、之れ經濟史の比較研究上最も興味あり且つ重大な問題である。

ギルドの意義に就ては諸説必しも一致して居ない。福田博士は、ギルドは血族團體の崩壊し地域團體の建設未だ強固ならざる中間の時期に於て、一方には血族團體の精神を紹ぎ、他方に於て地域團體の先驅たるべき過渡制度として成立したものであると論せられた<sup>3)</sup>。この説の當否は暫く措き、その起原を見るに成立の要素をなしたるものは宗教の方であつた。チュートン民族のギルドはその初、祭祀に方りて飲食するための寄合であつたのが共同生活の團結となり、飲食結社たるの實を失つた後も尙ほギルドと宗教とは密接の關係を維持し、共同保護の必要上助を宗教に藉つた。又英國にも古くから宗教的ギルドが存在した。乍併十二世紀以前には非宗教的殊に商工業のギルドは殆ど勢力がなく、その後になつて先づ商人ギルドが勃興し次で工業ギルドが發達したのである<sup>5)</sup>。

我國中世の座がギルドの一種であることは一般に認めらるる所である。座なる文字の最初に文

2) cf. H. B. Morse; The guilds of China 1909. London.

3) 福田徳三博士: 經濟學研究後編 p. 108.

4) 野村兼太郎氏 經濟的文化と哲學 p. p. 322, 376 以下參照

5) 福田福士 經濟學研究後編 pp. 106, 114.

献に見はれたのは庭訓往來の藝才七座之店であらう、この書は元弘四年即ち西紀一三三四年の作と稱せらるゝが故に、十四五世紀に英國に存在した *Gilda mercatoria* と畧ぼその期を同うする。足利時代になつて座は非常なる發達を遂げ商工業上有力なる團體となつた。歐洲のギルドが經濟上の團體となつた時には宗教との關係は頗る疎遠になり團體の自力によつて活動したのであるが、我國の座は經濟上の團體であり乍ら一見宗教的團體であるかの觀がある、例へば祇園執行日記に見ゆる綿座小袖座や、福田博士の經濟學研究に列擧された種々の座や、三浦博士の座に關する研究中の江州の座等は、多く社寺と密接な關係を保つて居る。乍併我國の商工業の座も歐洲の商工業ギルドと同じく已にその成立の根本的條件として宗教を必要としたのではなく單に座の利益擁護のために之と關係を結んだのであつて本質上、宗教的ギルドと區別すべきである。只茲に注意すべきは商工業の座が發達する以前に此の如き團體を形成すべき思想の萌芽が存在して居たことである。大寶令が唐の鄉飲酒之禮に倣つて群飲の制を設け、春季に祈年祭を行ふて群飲して居たが、後には春秋二季に村社を祭つて群飲をなさしめた、今日尙ほ我國の農村に當屋と稱して收穫後氏神を祭つて群飲して居るのは右の制度がそのまゝに遺つて居るものであつて、名こそ座といはないがその精神とする所は宗教的ギルドである。我國の群飲の制とチュイトン民族の飲食結社を思ふ時、感興を催さざるを得ぬ。我國の座がその進化の過程に於て一度宗教の洗禮をうけたことは私の信じて疑はぬ所である。

朝鮮には古來契父は都中と稱する團體及び六矣廬と稱する團體があるが、之が果してギルドで

6) 同上 p. 141.

7) 同上 pp. 160. 164.

8) 三浦周行博士；日本法制史之研究. p. 872.

9) 法制論叢編 p. 394.

あるか否かについての研究は甚少い。福田博士は『韓國の經濟組織と經濟單位』なる論文に於て前者を以てクラフト・ギルド類似の團體なりとし官府の所要を充たすを以て一種の特權的地位を有しこの特權と地位とを保持するため成立したものであると説かれ、更に六矣廬を論じ、六矣廬は自足經濟を根據とし物品收税の制による韓國に於てその特殊の必要を充たす機關にして、稍商廬の面目を備へ、その内部の組織を以て見れば一種のギルドである。殊に封建制の完成より來る經濟上の發達の動機を缺ぐ所に於て常に見るが如く、獨立自裁の同業組合に非ずして、往古我國に存在せし座(即ち獨逸の *Oblichteiche Innung*)と全然同じく、官府の用に應ずべくその命をうけその特許によりて成立するものである、即ち京城松都平壤の六矣廬は官府の貢進物の買賣を業とする御用商人にして多大の特權を有する商店を設け官府所要の物資を供給し、その物種進上品を賣捌のことに當るものであると説かれた。<sup>10)</sup>私は契に就いては茲に深く論及しないがそれが殆ど朝鮮全道に散在し、その成立の原因や機能も六矣廬と趣を異にし又對外的特權を有せず全然獨立自裁の團體であつて福田博士の論せらるゝ所と多少相違あることを注意せられたい。<sup>11)</sup>而て六矣廬も時代の経過するにつれて、その成立の當初とは大に變遷して居るが、福田博士はその内部の組織については個々の説明を加へられず只當時の京城領事館通譯生大浦氏が博士に與へた簡單なる由來を示されて居るにすぎぬ。又河合弘民氏は經濟大辭書に於て六矣廬の辭義沿革外形的組織について精細なる説明を試みられたが未だその内部關係につきては少しも論せられなかつた。<sup>12)</sup>故に私は六矣廬の本質を明にするの資料として茲にその内部の組織を説明し以て諸先生の叱正を仰がんと

10) 福田博士：經濟學研究前編 pp. 135. 136. 137

11) 經濟大辭書 p. 845

12) 同上 pp. 1830. 2764.

する次第である。由る所の文献は主として京城中樞院所藏の調査書類であつて、之は嘗て六矣塵の都員たりし者に質問し併せて古記録によつて編纂されたものである。私はこの調査書を經として參考書を緯として記述して見よう。

## 第二、六矣塵の意義及沿革

### イ、六矣塵の意義

六矣塵は或は六注比塵又は六調備塵をいふ、その辭義については諸説一定しないが河合氏の説によれば、<sup>13)</sup>六矣塵はユク、チュ、イ、チョン或はユク、チュ、プイ、チョンの宛て字にして文字そのものには意味がなく、ユク、チュ、プイ、チョンは六曹の塵の義にして六曹の御用達をする商塵をいふとある。この外、矣は股にして株を意味するといひ、<sup>14)</sup>或は首長を意味し、又は連るの義であるといふ諸説があるが少くともその成立當時に於ては河合氏の説の如く解釋するのが正當である。併し乍ら後に述べる様に六矣塵成立當時の本質は全然消滅し、單純なる官設御用商人から轉じて專賣權を有する小賣商人と化し、從來の賣買取引による官府への物資の供給は特權に對する納税となり、御用商人は納税團體を形成するに至つた。茲に於て後世の人々は六矣塵本來の意義を忘れその實質から六矣塵を解し、六株の專賣權を有する京城の大商塵を總稱することになり牽強附會の説が遂に實際と合致することになつた、即ち六矣塵に屬するものは立塵(絹布)白木塵(木綿)明細塵(紬類)塵(麻布)紙塵魚物塵(乾魚鹽魚)及び鞋塵にして、最後の二者は合して一塵と

13) 六矣塵に關する調査、布塵に關する調査

14) 經濟大辭書 p. 2764

福田博士、經濟學研究前編 p. 135

15) 朝鮮産業誌 p. 607

なる。この六廩は甲午變革當時の廩名であるが、然し萬機要覽や青邱示掌の示す所によればその種目を異にするのみならずその数が最近のものよりも多い、之れによつて見れば六矣は必しも六株を意味するものでないことは明である。<sup>16)</sup> 右六廩の内、白木廩紙廩及び鞋廩は各所に分廩をおく之を在家といひ廩名を冠し何廩在家と稱した。

李朝時代には六矣廩は京城のみにあつた、各廩は官府より專賣の特權を與へられ各々都中と稱する組合を作り、その組合員たる都員のみが各自の廩の專賣に屬する物品を賣ることが出来る。都中外のものがこの特權を侵してその專賣品を賣れば之を亂廩と稱し、特權を侵害された都中は該物品を沒收し密賣者を捕へて市中を引き廻はし之を刑に處した。

六矣廩は右の如く特權を有する代りに重い義務を負擔す、平市署の支配をうけ、王室に必要な物品は命令ある毎に何時にても直ちに上納せねばならぬ、この義務を奉公役又は國役といふ、後には役所の要品をも上納するの義務を加へられた。上納は形式上賣買であるけれども實質は全然納税であつてその價格は殆ど無償に近い廉價である。斯の如く賣買の形式を持続するのは六矣廩の起原に基く所である。更に大官が容隊して利を食ひ六矣廩の負擔は益々加へられたがこの負擔は懸て獨占權によつて一般民衆に轉嫁され獨占の弊は愈々助長された。<sup>18)</sup>

次に六矣廩の販賣する物品を見るに、朝鮮國內に産するものは客主の手より仕入れ直接に生産者から購入することは始まらない、立廩の販賣する絹布類の内、支那絹は朝鮮の使臣が支那から將來したものを拂ひうけ、或はこの使臣の隨員として廩中から都員を派遣して直接に輸入した、又

16) 金榮漢氏六矣廩に関する調査

17) 福田博士松都平糶にもあるかの如く説かれたけれども私はその文献を見る事が出来なかつた

18) 經濟大辭書 p. 1832. 参照

都員ではないが客引を専業とする一種の階級があつて常に塵頭を彷彿し客を引き來つて賣買の世話をなし、取引が成立すれば都員から幾分の口錢を貰ひその營業を補助するものがあつたといふ。  
(註) 客主と客引とは大に異なる、注意を要する。

#### □、六矣塵の沿革

京城六矣塵の萌芽は之を高麗朝時代に求むることが出来る、けれども六矣塵なる名稱がその時代に用ひられたかどうか記録の徴すべきものがない。高麗史によれば「熙宗四年(西紀一一〇八年)秋七月丁未、改營大市、左右長廊自廣化門至十字街、凡一千八楹、又於廣化門内、構大倉南廊迎休門等七十三楹」とある。長廊は官設の商塵長屋の謂にして京城鐘路の行廊と同一のものである。<sup>20)</sup> 高麗亡びてこの制度は開城より京城に移つた、蓋し官府の御用商人が首都に赴くのは當然である。

京城六矣塵は、布塵調査記録の口傳によれば、李朝太祖が京城に奠都した時、布塵従業者も共に開城から京城に移轉し水門洞附近(光化門前)に塵舗を設けしが後鐘路貫鐵洞に移つたといふ。増補文献備考市糶考には「定宗元年(西紀一一三九年)始置市塵、左右行廊八百餘間、自惠政橋至于昌德宮洞」とある。按ずるに惠政橋は今の光化門郵便局前の橋にして之より以東は鐘路目抜き通である。今日鐘路を歩めば必ずや道の両側に鐘路獨特の建築を見るであらう、之れ六矣塵の遺物である。

惟ふに六矣塵設立の動機は王室の所要を充たす御用商人をおくにあつたが聽て專賣の獨占權を握り一般の小賣を主眼とするに至つた、宮中府中への用達は賣買取引の實質を失ひ、專賣權に對

19) 東國通鑑卷二十九  
20) 中樞院編纂課長文學士小田省吾氏說



する租税と化し、設立當時の六矣塵とは大に異なるものとなつた。甲午改革の際(西紀一八八四年)奉公役も特權も廢止せられ、爲めに都中は非常なる困難に陥つたが終に普通の小賣商人となり依然として京城商業界の中心勢力を維持して居る。

### 第三、六矣塵の組織

六矣塵は當初御用商人の團體であつたのが後には特權を有する小賣商人の團體となつたことは前に屢々説いたが、併しこの團體は六塵合して一の經濟單位をなすものでなく、各塵は全然獨立して別個の專賣權を有し又別々に都中を組織して居る、六矣塵は單に專賣權を有する商塵を稱したにすぎぬ、我國の藝才七座之店といふに同じてあらう。且つ塵とは各都員の營業所全體を一體として名けた物的設備であつて、この設備を所有するものは都中といふ人的結合である。而てこの都中なる組合に一定の手續によつて加入したる者のみ該塵内特定の塵房に於て營業することが出来る。故に私は六矣塵を物的設備と人的結合たる都中とに分つて述べよう。各塵に關しての資料は不幸にして私の手に入らなかつたから主として布塵の調査書によつた、併し布塵は鮮人の廣く愛用する所の麻布の販賣塵であるから之によつて大體を推すことが出来ると思ふ。

#### イ、外形的組織(物的設備)

##### (一) 塵房の構造

今日京城の鐘路に存する六矣塵の遺物は三十年前に再建されたものであるが、その構造は舊來

のものと略は同一であるといふ。之は朝鮮に稀に見る二階建木造瓦葺である、階上は物置に使用せられ階下を塵舗とす、今布塵を見るに、塵舗を五房に区分し各房を十間(約十坪)とす、更に各房を十分し各都員はその一房に據つて營業する、從て布塵の都員數は五十人と見て誤ないであらう、勿論他の各塵には大小あり又在家を有するものがあるから都員數も右と同一でない。

## (二) 都 家

都家は又都所とも稱し都中の事務所であつて都中の役員は茲で都中の事務を執り、時に都中の集會所に充てらる。平家建、木造瓦葺であつて必ず塵舗の後方にある、各自の塵名を冠し何塵都家といふ、布塵都家は坪數六十五坪である、都家の創始は不明であるが本塵の設立と必しもその時を同うしないといふ。<sup>21)</sup>

## □、實質的組織(人的結合 即ち都中)

### (一) 都中の對外關係

#### (い)、都中と官府との關係

官設御用商人の一團であつた都中は遂に專賣權を有する小賣人の團體となり、この特權に對する物品納稅團體となつた、極言すれば一の消費稅徵收の機關となつたのである、上納を奉公役又は國役といふに徵するも之を納稅團體と見て誤はあるまい。

官府は上納すべき物品を都家に下命し都家は各塵房の營業者即ち都員に、その納入額を均一分賦し之を纏めて上納す、納稅團體の色彩愈々強くなるにつれ都家は豫め各塵房より物品を徵收

21) 都家事例參照

して之を保管し下命の時直ちに上納した。元來上納は定期的のものでなく又一定率によつたものではないが後には定期定率となつた。<sup>22)</sup>この外には官府に對し公の義務を負擔しない、只國喪の時  
に輿軍を出すことが常例となつて居た。大官が私かに利を誅求したことは六突塵にとり重大なる  
苦痛であつたことは河合氏も已に説かれた所である。

ろ) 各都中間の關係

各塵の都中は全然獨立し、相互に何等の關係もなく又制肘をもうけない、六突塵は單なる總稱  
にすぎぬ。各都中が横斷的に結合して相互に扶助し發展を計るが如きことは當時の鮮人には考  
へられぬ、彼等は既得の獨占權によつて利を得て満足し他を顧みなかつたことは都員相互の關係  
に見るも之を推察することが出来る。

は) 都中と社會との關係

都中は都中として一般社會に對し營業することはない、併し獨占權を保持するためにその權利  
侵害者の非違を検するの權を與へられた。政府相手の取引よりも民衆相手の取引が有利となり従  
てその特權に對して納税しうるの餘裕を生じ政府も之に財源を求むるに至つたがこの時の營業特  
權は以前と性質を異にし特權營業者は公明に納税せる營業者にして密賣者は即ち脱稅者なる意味  
を有するに至つた、従て都中の檢非違の權は獨り都中の利益を擁護するのみならず國家財政上に  
資するものであつて國家財政權を反射するものといつてよい。併し歐洲のギルドの如く都市行政  
と密接なる關係を有しない。<sup>23)</sup>都中の役員が京城府内の政治をとるが如きことは商人の賤まるゝ朝

22) 稅率の確定は中世以後即大同法制定後であらう、經濟大辭書 p. 2765 參照

23) 福田博士：國民經濟講話 p. 1495  
野村兼太郎氏：前出 p. 322 以下參照

鮮に於ては到底有り得ぬことである。

## (二) 都中の内部關係

### (い)、都中と都員との關係

都員は都中から營業上何等の干涉制肘をうけず全然獨立して指定の塵房に於て營業する、但都中の規約を遵守し都中の經費を出捐するの義務を有することは勿論である。

都中に加わしうる者は現都員の子又は婿にして只例外的場合として、嘗て都中より賞帖をうけた現都員の推薦した者が加入することがある。前の場合には加入禮錢は葉錢十五兩、後の場合には二十八兩である。かくてその姓名を任員案(都員名簿)に登録して愈々都員となる。都員は生前に於て、その資格を子又は婿に承繼せしめることか出來るけれども、死亡後にはその子又は婿は當然に都員となることは出來ぬ、新加入者と同一の手續を要する。都員は如何なる場合にもその資格を子又は婿以外の者に讓渡することは出來ぬ、之れギルドと異なる所である。

### (ろ)、都員間の關係

都員は同一の塵舗内に於て營業するけれども營業上に協同的活動の觀念を有せず、共同營業の目的で出資するようなことはない。河合氏<sup>24)</sup>は各商人が連帶して商業を營み恰も一の組合の如きものを組織して居たと説かれたけれども私はこの説は穩當でないと思ひ布塵調査書の説に加擔す。都員は毎年正月四日全員が都家に集合するを常とす、會議事項は立議の修正や年中行事の決定等である、又財産上その他重大問題の起つた時は臨時に全員が集合して議決する。

(は) 都中の財産關係

都中は各自の塵の建物及び都家の什器を所有し、都員から都中の經費を出捐せしめ、或は上納すべき物品を徴收するの權を有する。之と同時に奉公役を上納しその他種々の金錢支出をなす、先に六矣塵が火災に罹つて再建した時の如きは都中の一員からその經費を借り入れ、その後都中の剩餘金を以て償却したといふ。今都中の主なる經常臨時の收支を示さう。

都中の收入 (I) 禮錢、新に都中に加はる者が納めるものにして加入者の身分により差等のあることは已に述べた。

(II) 口錢、營業者が商品を生入れた時その金額の百分の一を都中に納めしむるものにしてその計算は五日毎に行ひ金額を偽る者は之を罰す。

(III) 房賃、塵房の使用料にして一ヶ年五兩とし春秋二季に分納する、都家事例によれば月捐として葉錢五十錢を納めたとある、房賃と見るべきか。

(IV) 罰錢、違約者に科する制裁の一である。

都中の支出

(I) 所屬建物の修繕費

(II) 慶弔金

(III) 雜費、都家の經費及び集會の費用等

右の收支剩餘金は之を如何に處分したか明かでないが、都家事例には都員は股金を出して合株殖利して都中の經費を補ふとあるに反し、調査書には剩餘金は之を集會の際の飲食費に消費してしまふとある。後に述べるように都中の財産に對する都員の權利等より推して見ると、都中に

必要あれば臨時に徴收し、支出の見込なければ之を消費し都中に基本財産を作成してその基礎を強固にするが如きことを考へなかつたらしい。

右は金錢的收支であるがこの外に最も重大なるものは上納物品の收支である、この收支關係は恰も都中が政府と營業者との間に介在して取引の便宜を與へたにすぎぬ様であるけれども六矣塵の都中が最初の意義を脱して已に實質上納稅團體となつて居るのを見れば、この行爲は都中自身の官府に對する納稅と見るを至當とし都員より物品を徴收する行爲と之を區別して考ふべきものであらう。<sup>25)</sup>

都員は都中を脱退する際に都中の財産につき請求權を有せず又その負債に對しても何等の責任をもたぬ、財産管理は役員共同にて之を行ひ重大なる財産問題は都中全員の協議による。五十兩以上の金錢の保管は都員の身許確實なる者に預金するを常とした。

#### (に) 役員及びその選任

都中の役員は都領位、大行首、上公員及び下公員の四人とす、都領位は嘗て大行首以下の役員たりし者の内、年徳兼備の者を選任し、任期は終身にして都中の顧問役である。大行首は都中の事務を總理し都員の選舉によつて任命される。上公員は都中の事務に従ふ、大行首が三名の上公員候補者を指名した書面を都員に回覽せしめ都員は自己に適任なりと信する者の姓名下に捺印し捺印數最も多き者を之に任ず、下公員は都中の會計を司る、上公員と同一の選任方法による、大行首以下の役員は二ヶ月を任期とす、役員は在職中特別の服裝をなし道袍を着る、役員は名譽職にして服裝代として一期に十兩を貰ふ丈で他に何等の報酬をうけない。

25) 布壁調査書には都中自身の行爲に非ずして單に二者間に仲介したるにすぎずとす

金榮漢氏の調査によれば大行首及び上下公員は毎年二度又は四度改選するものとし、この外に先生二三十人、五座五十名乃至百名、十座五十名乃至百名ありと記された、之等の役員は何をするのであるか説明を加へてない、在家を有する廩は都員數も頗る多かつたと思ふが、それにしても右の役員數は餘りに多うすぎる、後日の研究に俟つ。

#### 第四、結 論

以上數項に亘つて六矣廩の全體を述べた、由是觀之、六矣廩が他の諸國のギルドと根本的に異なる主要なる特色はその組織や機能等よりもその起原が官設御用商人たることに在る、即ち政府相手の商人が商界の最有力者として遂に商業獨占の特權をその手に集め、民衆のみを相手とする商業を蹂躪した點に在る。然らばこの御用商人の團體が僅かに京城のみに於てよく進化發展し偉大なる經濟力を有するに至つたのは何故であるか。

由來朝鮮人は暴政のため苛斂誅求を蒙り國民の購買力の大部分は政府の手に集中せられ從て首都なる京城には最大の購買力を有する政府ありて之を相手とする商業が最有力となるに反し、誅求のために購買力を失ひし民衆を相手とする商業は事實上不振にして大勢力となるを得ず、故に地方及び小都會に於ては政府と關係なき行商人や市場が發達し、又普通のギルドに類似せる契の如き制度を生ずるに至つたのであらう。六矣廩が御用商人の團體より發し、政府を相手として多大の利益を集積する間に、政府は財政の困難を訴ふる半面に於て、民衆は僅か乍らも次第に經濟力を増進し、二者相俟つてこの商人團體をして專賣の特權を獲得せしむるの機會を醸成し遂に六矣廩の制度が確立されたのである。即ち從來は政府相手の取引は最も有利であつたが財政窮乏の

結果却て政府は六矣廬に依頼し必要の物資を誅求した、そこで利に敏い六矣廬の商人は民衆の購買力の増進を看取し政府との取引は形式のみに止め實質上は納税となし、之に對して民衆相手の小賣を一手に獨占し以て經濟的專制を行つた。組織や機能から見れば座や Obichkeitliche Innung と殆ど異なる所はないがその成立起原に至つては著しい差異がある。之を究はめずして座と全然同一であるとするのは正當でない。

この外ギルドや座と本質的に異なる點ではないが六矣廬は少しも宗教に觸れた形跡がない、之れ西洋のギルドや我國の座が進化の過程に於て必ず一度は宗教の洗禮をうけ、殊に我國の座が發達の頂點に達した時にも尙ほ何等かの形式に於て宗教と結びついて居たのと異なる所である。又西洋のギルドや我國の座が商工業上に勢力を有するに至つた頃には物的設備と人的結合團體とが區別されず物的設備の名即ち人的團體を意味するに至つたが、六矣廬に於ては物的なる廬又は廬房と人的結合である都中とが終始區別されて考へられて居た。其の他派生的の差異は澤山にあるが六矣廬の本質を明にする上に重要でないから茲には論及せぬ。若しギルドや座に就きて、朝鮮に眞の比倫を求めんとならば六矣廬に非ずして寧ろ地方の契であらう。

六矣廬の制度は京城の常設商業を發達させる上に多少の効果はあつたけれども亂廬禁止の特權は商業の自由を遮斷し、官吏はその間に介在して利を貪り不自然なる物價の騰貴は民衆を壓迫した、先に商業の發達に役立つたこの制度は却て經濟の進歩を妨ぐるに至つた。かくして甲午の改革に際し六矣廬はその特權を奪はれ、商業自由の主義は確立し、朝鮮は今や漸く近代の經濟發展の道程に上つたのである。

26) 之につきては異説あり、三浦博士、日本法制史の研究八五九頁以下並に福田博士經濟學研究後編一一六頁以下參照